資料２

文化審議会著作権分科会政策小委員会報告書（案）

令和８年３月４日

文化審議会著作権分科会政策小委員会

Ⅰ．はじめに

文化審議会は、令和３年７月 19 日、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け、第 21 期（令和３年度）及び第 22 期（令和４年度）の２年間にわたり審議を行い、令和５年２月、「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について（第一次答申）」のとおり答申を行った。その結果、令和５年著作権法改正により、未管理著作物裁定制度の創設など著作権制度の一層の改善が図られたところである。

その後も、著作権分科会政策小委員会等において、ＤＸ時代に対応した著作物等の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策について審議を継続し、インターネット等を経由した市場の拡大やコンテンツ流通のデジタル化・グローバル化を踏まえた権利者への適切な対価還元に係る方策について審議を重ねてきた。

第 25 期文化審議会著作権分科会においては、第 23 期及び第 24 期の審議も踏まえ、主に以下の内容の審議を行った。

政策小委員会において、ＤＸ時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策に係る論点として「レコード演奏・伝達権」について重点的に審議を行い、利用者をはじめとする関係者からのヒアリングを多数重ね、関係者の状況や権利が創設された場合の社会的影響等について議論を重ねた。加えて、法制度に関するワーキングチームを設け、国際的な制度との調和の観点も踏まえつつ、「レコード演奏・伝達権」の法制的な枠組みについて審議を行った。

また、政策小委員会において、教育におけるＤＸの推進を踏まえ、デジタル教科書の導入に伴う著作物等の利用の円滑化と権利保護を両立する方策について審議を行った。

これらの審議に当たっては、広く国民から御意見をいただくためにパブリックコメントを実施した。

本報告は、上記の議論の中から今後速やかに進めるべき方策をまとめたものである。

Ⅱ.「レコード演奏・伝達権」について

１．経緯・背景

（１）制度の現状

○　我が国においては、既に著作権者に演奏権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 22 条）及び公の伝達権（法第 23 条第２項）が設けられている。このため、著作物が録音されている商業用レコード[1]を用いて公の場で公衆に対し演奏（再生）を行う者や、商業用レコードに録音されている著作物で公衆送信されるものを公に伝達する者は、法第 38 条等の権利制限規定に該当しない場合、原則として著作権者から許諾を得て利用を行うことが必要とされる。

○　一方、実演家及びレコード製作者（以下「実演家等」という。）においては、商業用レコードの二次利用に係る権利として、商業用レコードを用いた放送・有線放送に係る二次使用料を受ける権利（法第 95 条及び第 97 条）が既に設けられているが、商業用レコードに録音された実演あるいは音を直接・間接に公衆に聴かせる行為に係る権利（以下これまでの通称に倣い「『レコード演奏・伝達権』[2]」という。）は設けられていない。このため、商業用レコードの公の再生や伝達を行う者は実演家等に対して二次使用料を支払う必要はなく、当該利用に係る実演家等への対価還元は行われていない。

○　「レコード演奏・伝達権」については、我が国が締結する「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（我が国は平成元年締結。以下「ローマ条約」という。）及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」（我が国は平成 14 年締結。以下「ＷＰＰＴ」という。）に関連の規定が設けられている。

○　ローマ条約においては、第 12 条に実演家及びレコード製作者のレコードの二次使用に係る権利が規定されている。具体的には、「商業上の目的のために発行されたレコード又はその複製物が放送又は公衆への伝達に直接使用される場合には、単一の衡平な報酬が、使用者により実演家若しくはレコード製作者又はその双方に支払われる。当該報酬の配分の条件については、当事者間に合意がない場合には、国内法において定めることができる。」旨が規定されている。

○　我が国は、ローマ条約への加入に際し、同条約第 16 条の規定に基づき「放送及び有線

---

[1] 以下、引用箇所を除き、配信音源等の送信可能化されたレコードを含むものとする。

[2] ２．検討結果においては、「レコード演奏・伝達権」として具体的に、商業用レコードに録音されている実演の再生又は伝達に関する実演家の二次使用料を受ける権利、及び商業用レコードに係る音の再生又は伝達に関するレコード製作者の二次使用料を受ける権利を設ける旨を記載している。本報告書では、これらの権利を従来の通称に倣って便宜的に総称して「レコード演奏・伝達権」と記載している。

放送において商業用レコードが使用される場合に第 12 条の規定を適用する」旨を宣言し、第 12 条のうち「レコード演奏・伝達権」に相当する部分の適用を除いている。

○　ＷＰＰＴにおいては、第 15 条に実演家及びレコード製作者の放送及び公衆への伝達に関する報酬請求権が規定されている。具体的には、同条「（１）実演家及びレコード製作者は、商業上の目的のために発行されたレコードを放送又は公衆への伝達のために直接又は間接に利用することについて、単一の衡平な報酬を請求する権利を享有する。」旨が規定されている。

○　我が国は、ＷＰＰＴへの加入に際し、同条約第 15 条の規定に基づき留保を宣言している。具体的には、「第 15 条（３）の規定に基づき、放送、有線放送及び『入力型自動公衆送信』において商業上の目的のために発行されたレコードが直接又は間接に利用される場合に同条（１）の規定を適用する」旨を宣言し、第 15 条（１）のうち「レコード演奏・伝達権」に相当する部分の適用を除いている[3]。

（２）今般の検討経緯

○　「レコード演奏・伝達権」については、これまでも文化審議会著作権分科会において審議を行ってきた。

○　第 23 期文化審議会著作権分科会においては、諸外国の調査や国内市場の調査、国民等の認識に関する調査の結果が報告され、店舗等における音楽の利用について個々の店舗での音楽の利用実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることに関する社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえて検討する必要性が確認された[4]。

○　第 24 期文化審議会著作権分科会においては、関係団体からのヒアリングを行い、権利者における社会的な理解の醸成、円滑な徴収体制等に関する検討の状況を注視しつつ、これらの課題への解決策について一定の見通しが立った場合には、令和７年度以降、本格的に議論を深めることが必要であるとされた[5]。

---

[3] このほか「レコード演奏・伝達権」については、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日ＥＵ経済連携協定）第 14・12 条（レコードの利用）において「両締約国は、レコードの利用についての保護に関する国際的な基準の重要性に十分な考慮を払いつつ、公衆に対するあらゆる伝達のためのレコードの利用についての十分な保護に関し引き続き討議することに合意する。」と、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英包括的経済連携協定）第 14・12 条（レコードの利用）において「両締約国は、商業上の目的のために発行されたレコードが放送又は公衆への伝達のために利用される場合において実演家及びレコード製作者に対する適当な報酬を確保するための措置について討議することに合意する。」と規定されている。

[4] 令和５年度政策小委員会の審議の経過等について（令和６年３月 13 日文化審議会著作権分科会政策小委員会）

[5] 令和６年度政策小委員会の審議の経過等について（令和７年３月 18 日文化審議会著作権分科会政策小委員

○　令和７年度の政府の各種決定においては、例えば「経済財政運営と改革の基本方針2025～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」（令和７年６月 13 日閣議決定）に「レコード演奏・伝達権の導入について、早期に結論を得る。」等と記載されている。

○　第 25 期本分科会（政策小委員会及び法制度に関するワーキングチーム）においては、これらを踏まえ、利用者（「レコード演奏・伝達権」の対象となり得る行為を行う者）が受ける影響に十分に配慮しつつ、実演家等の権利保護及び対価還元を充実させる観点から、「レコード演奏・伝達権」の創設について、法制度のあり方の検討や幅広い関係者からのヒアリングを行った上で、集中的に議論を進めてきた。その過程で、権利創設の趣旨については一定程度の理解も見られたが、実際に生じ得る負担については様々な懸念や不安の声も聞かれたところである。

○　検討結果は下記のとおりであり、政府や権利者側においては下記を踏まえ、「レコード演奏・伝達権」の創設に向けて引き続き必要な対応を図ることを期待する。

２．検討結果

（１）近年の状況の変化・動向

（現行法制定時の状況とその後の変化）

○　「レコード演奏・伝達権」については、現行法の制定時において、実演家等に措置した場合の社会的影響の大きさや、実演家の機械的失業といった観点から実演家等に類似の権利を認めたローマ条約の締結国が当時 10 か国程度に留まっていたこと等の事情に鑑み、当分の間、レコードを広く大量に利用する放送・有線放送に限定して実演家等の二次使用料を受ける権利を認めることとし、その他は将来の国際的な動向の進展も踏まえて再検討することが適当とされた[6]。現行法の立法当時、喫茶店等の業種では商業用レコードの利用はそれほど多くなく、その範囲も限定的と考えられていたことも背景にある。

○　その後、著作隣接権に係る条約の締結国は増加し、ローマ条約締結国は 99 か国、ＷＰＰＴ締結国は 114 か国に至り、著作隣接権制度は国際的に一定程度普及した状況にある。

○　「レコード演奏・伝達権」についても、142 か国・地域で導入（部分的な導入も含む）されており、ＯＥＣＤ諸国では日本と米国を除く 36 か国で導入されている。近年では韓国、中国、シンガポールといった東アジア・東南アジア諸国にも導入が進んでおり、東

会）

[6] 著作権制度審議会第五小委員会審議結果報告（昭和 40 年５月文部省）

アジア・東南アジア諸国の中では日本を含むごく少数のみが導入していない状況である。また、「レコード演奏・伝達権」の導入が進む中で、世界における徴収額も増加している。

○　国内においては、店舗等における商業用レコードの利用が普及している。例えば、全業種の約３割、宿泊業・飲食サービス業の約５割、生活関連サービス業・娯楽業の約４割程度でレコード音源が利用されているとされる[7]。

○　業務用ＢＧＭ配信サービスの普及[8]もあり、これらの店舗等ではＣＤ・レコードだけでなく業務用ＢＧＭ配信サービスも広く利用されており（例えば、宿泊業・飲食サービス業で５割弱）、多種多様な楽曲を容易に利用できる環境がある。

（我が国の音楽産業及び実演家等を取り巻く環境の変化）

○　海外においては、日本の楽曲が海外チャートにランクインする機会も増えるなど、日本の楽曲の受容が広がりつつある。特に、日本のアニメや漫画、ゲーム等の人気と相まって関連楽曲が再生されている。

○　それに加え、地域によってよく聴かれるアーティスト等に違いがあるほか、必ずしもアニメソングに限らない多様な楽曲が海外で視聴されている状況もあり、いわゆるシティポップやロック、サウンドトラックなど様々なジャンルが見られる。海外で人気が出た後に日本で人気が出る逆輸入現象や、新譜だけでなく旧譜が海外でよく聴かれる状況も指摘されている。

○　世界の音楽市場は成長傾向にあり、録音原盤市場も拡大傾向にある。また、従来の欧米の音楽市場だけでなく、人口動態も踏まえアジアや中南米等の音楽市場の成長も期待されている。

○　現在、政府においては、我が国の音楽を含むコンテンツ産業を新たな基幹産業と位置付け、海外展開の目標を定めた上でその促進等の振興を図る旨を掲げている。また、音楽をはじめコンテンツ産業は、関連分野・関連産業への波及効果やシナジー効果、インバウンド需要の誘因、ソフトパワーとしての国際的求心力の強化の観点からも重要性が指摘されており、更なる発展が期待されている。

○　音楽業界においては、こうした状況を踏まえ、更に音楽の海外展開を進める方針を掲げ、音楽５団体による国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」の創設や、海外展開に向けた人材育成の強化等に取り組んでいる。政府においてもクリエイター支援基金をはじめと

---

[7] 詳細は、日本レコード協会・日本芸能実演家団体協議会発表資料「レコード演奏・伝達権に関する市場調査」（令和６年２月 28 日文化審議会著作権分科会政策小委員会資料２）参照。

[8] 例えば、ＵＳＥＮは昭和 36 年に創業し、約 83 万店舗との累計取引実績を有するとしている。また、顧客のうち 34％が飲食、25％が小売、12％が理美容としている。（出典：数字で見る USEN｜株式会社 USEN｜店舗 BGM（有線放送）・店舗 DX（令和８年１月８日時点））

した支援策がいくつか講じられている。

○　一方、実演家等の経済的な状況については、世界の録音原盤市場が拡大傾向にある中で、我が国のＣＤ市場は長期的に縮小傾向にあり、令和６年（2024 年）には平成 11 年（1999 年）の４分の１程度にまで縮小している。国内の録音原盤市場全体もストリーミング等を含めて近年横ばいが続いている。実演家に対する二次使用料等・貸レコード使用料等の全体やレコード製作者の使用料等徴収額も近年減少している。

○　また、利用者が増加しているサブスクリプション型の音楽配信サービスについては、いわゆる「バリュー・ギャップ」等の課題が指摘されており、大手のサブスクリプション型サービス事業者ほど実演家等への還元額が安価な傾向にあり、１楽曲１再生当たり 0.5 円から 2.5 円程度の幅があるとされる[9]。

○　実演家等の人手・人材の状況については、音楽家の数は平成 22 年（2010 年）から令和２年(2020 年)まで増加傾向にあるが、個人事業主等が増加し雇用者は減少傾向にある。また、デビューアーティスト数は近年では減少傾向にある。国内のレコード製作業従業員数も減少傾向にあり、特に正社員等の数は減少傾向にある。国内の人口動態等を踏まえれば、今後、音楽に関わる人材が不足していくことが想定され、アーティスト等の確保・育成や、アーティスト自身や周囲の人材を含め、デジタル化や異文化・他言語等に対応できる人材を確保・育成していくことが課題として指摘されている。

（「レコード演奏・伝達権」について）

○　こうした状況において、権利者側からは、「レコード演奏・伝達権」の創設に関して、主に次のような効果がもたらされることへの期待が示されている。

・　現状では、日本音楽の海外展開が進んだとしても、我が国では「レコード演奏・伝達権」が定められていないため、相互主義によって、諸外国で日本の実演家等の商業用レコードが利用されたとしても、日本の実演家等には対価が還元されないという課題があり、この課題を解消すること。

・　「レコード演奏・伝達権」の創設により、業界全体として継続的に収入を得る新たな手段が生まれ、世界と同じ条件で日本のアーティストや音楽業界が戦えるようになること。アーティストらが海外に発信・展開していくインセンティブが高まること。

・　「レコード演奏・伝達権」から得られる収益が、後進アーティストの育成・支援のための新たな原資となること。

○　海外からの対価還元については、令和６年に「レコード演奏・伝達権」が導入された

[9] 詳細は、「ＤＸ時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策について」（令和４年２月９日文化審議会著作権分科会基本政策小委員会資料２）参照。

と仮定して、日本と他国の間における国際支出と国際収入の推計を行った結果、複数のパターンにおいて国際収入が国際支出を上回るとする調査結果が示されている。

○　同調査結果については、全世界における「レコード演奏・伝達権」収入の成長率や、日本楽曲の利用割合の伸び率、国内における徴収の程度など仮定を置いた要素の実数によって実際は左右されることが考えられるが、例えば、日本楽曲の使用割合が現状以上に（年 0.2%ずつ）成長した場合には、令和 16 年（2034 年）に 26 億円の国際支出に対して 87 億円ほどの国際収入が期待できるとされている[10]。

（２）基本的な考え方

○　「レコード演奏・伝達権」は、本来、商業用レコードが個人等の限られた範囲内の利用を前提として提供されるものであり[11]、これを公に聴かせて利益を得ることは想定されていないところ、このような公衆に対する利用という利用行為に対し、実演家等への利益還元の手段を付加的に提供するものと考えられる。

○　現状では我が国に「レコード演奏・伝達権」が導入されていないため、実演家等も音楽の創造・伝達に寄与した者であるが著作権者と同様に対価を得ることができないという著作権者との間の不均衡や、商業用レコードを公に利用することによって利用者が得ている利益の一部が実演家等に還元されていないという利用者との間の不均衡、海外での利用から実演家等が対価を得ることができないという状況が生じている。

○　現行法の制定時には諸外国の状況、国内における影響や商業用レコードの利用状況等を踏まえて法制化が見送られたものの、２.（１）に記載のように国際的な制度の普及や国内における商業用レコードの利用の広がり、日本の音楽の海外展開等の状況の変化を踏まえれば、我が国も国際的な制度との調和を図り、実演家等への対価還元を一層促進する観点から、「レコード演奏・伝達権」を創設することが望ましい。

○　「レコード演奏・伝達権」の創設により、我が国の実演家等が他国の実演家等と同じように対価を得ることが可能となり、我が国の音楽産業及び実演家等を取り巻く環境の変化も踏まえれば、海外展開の促進・インセンティブに繋がることや、得られた収益を次世代のアーティスト等の育成・支援の原資とすることが期待される。

○　一方で、「レコード演奏・伝達権」の創設により、国内の利用者には新たな負担が生じ

---

[10] 全世界の「レコード演奏・伝達権」市場が中位（成長率年５％）の場合。詳細は、「レコード演奏・伝達権に係る国際収支に関する調査研究」（令和７年 11 月 12 日文化審議会著作権分科会政策小委員会資料１）参照。

[11] 商業用レコードは、通常は個人利用を前提に提供されるものであり、その価格等にそれが公に利用される場合の実演家等の対価に相当する金額は含まれていない。

ることになる。このことがかえって商業用レコードの利用の妨げとなり、音楽や他の活動の展開を萎縮させたり、過度な負担を生じさせたりすることのないよう、権利者側においては、各利用者の懸念や不安等に向き合い、適切な配慮を講じていくことが重要となる[12]。

○　また、徴収には権利者・利用者双方にコストが生じることから、権利者側においては、デジタル化時代に即した可能な限り簡便で効率的な仕組みを構築していくことが重要であるとともに、各利用者によって利用できる手法や置かれた状況が異なることから、画一的な徴収・支払いの仕組みではなく、それぞれの状況等を踏まえた仕組みを検討・構築することが重要であり、そうした仕組みを構築することを前提に、実際の徴収を開始すべきである。

○　加えて、徴収を担う指定団体（後述）においては、各権利者に公正・公平な分配がなされるよう、正確な分配の基礎となるデータの収集等に努めるとともに、透明性の確保をはじめ適切な運営を行う必要がある。

（３）導入する場合の法制度のイメージ

○　「レコード演奏・伝達権」を導入する場合の法制度の内容については、法制度に関するワーキングチームでの検討を踏まえ、以下のように考えられる。

（権利の主体・内容）

①ローマ条約及びＷＰＰＴの関連規定や著作権に関する現行法の規定、２.（１）（２）を踏まえ、「レコード演奏・伝達権」について実演家及びレコード製作者を権利の主体とし、

・商業用レコードを直接に利用し公衆が音を聴くことができるようにする者（例えば、ＣＤやダウンロードした配信音源等を再生機器で公に再生して聴かせる者）、すなわち、商業用レコードの公の再生を行う者や、

・商業用レコードを間接に利用し公衆が音を聴くことができるようにする者（例えば、放送等されるＣＤや自動公衆送信される配信音源等を受信装置を用いて公に伝達し聴かせる者）、すなわち、商業用レコードの公の伝達を行う者から、

当該商業用レコードに係る実演家等が二次使用料を受けることができるとする権利を創設する。

---

[12] 音楽に関する権利者やサービス提供事業者、利用者等の間における使用料や対価等の支払い・還元の構造を見直し、利用者の直接的な負担を減少させる方策を検討することが重要との指摘もあった。

具体的には、以下の権利を創設する。

・商業用レコードに録音されている実演の再生[13]又は伝達に関する実演家の二次使用料を受ける権利

・商業用レコードに係る音の再生又は伝達に関するレコード製作者の二次使用料を受ける権利

②二次使用料請求権とする点について、仮に「レコード演奏・伝達権」を許諾権とする場合、商業用レコードの利用には基本的に著作物の利用が含まれ著作権者の許諾権も働くことから、その著作権に重畳して著作物等の伝達を担う者である実演家等の許諾権も働くと権利処理が複雑化し、かえって著作物の公衆への伝達を阻害するおそれがあると考えられる。また、本権利は、商業用レコードが本来予定している範囲を超えてその利用効果が及んでいると考えられるレコードの二次的利用に関するものと国際的に捉えられており、ローマ条約及びＷＰＰＴ並びに主要な諸外国において報酬請求権とされ、商業用レコードを用いた放送・有線放送に係る二次使用料を受ける権利が我が国においても既に措置されていることから、二次使用料請求権とする。

③保護期間については著作隣接権の期間と同一とする。

④著作権者の演奏権及び公の伝達権について、非営利・無料の演奏や非営利・無料の放送等の伝達に係る法第 38 条第１項及び同条第３項等の権利制限規定があり、その趣旨や社会的影響を踏まえ、「レコード演奏・伝達権」についてもこれと同様に権利の対象外とする[14]。

（権利行使の方法）

⑤「レコード演奏・伝達権」は、実演・レコードが利用された個々の実演家等に二次使用料請求権を発生させるものとなるが、個々の実演家等が個々の利用者に対し権利行使することや、個々の利用者が支払う相手方である実演家等を逐一確認して支払いを行うことは、そのコスト等に鑑み現実的に困難である。こうした観点から、放送二次使用料については、二次使用料請求権を一つの包括的権利のように集中的に行使させることで権利処理の円滑化を図ることを可能とするため指定団体制が採用されている

---

[13] 法において「演奏」は「著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること…を含むものとする。」（法第２条第７項）と定義され著作物の演奏を前提とするものであることから、実演やレコードが対象となる「レコード演奏・伝達権」の法制化に当たっては、録音物を再生する行為を端的に捉えて「演奏」ではなく「再生」としている。

[14] 法第 38 条第３項の「通常の家庭用受信装置」に係る権利制限を「レコード演奏・伝達権」に及ぼす必要はないとの意見もあった。著作権者とのバランスや社会に与える影響に鑑み、「レコード演奏・伝達権」にも及ぼすこととしているが、「通常の家庭用受信装置」については立法時から社会や技術が変化しているところ、今後の検討課題とすることが考えられる。

（法第 95 条第５項及び第 97 条第３項）[15]。「レコード演奏・伝達権」についても同様に権利処理の円滑化を図る観点から指定団体制を採用し、文化庁長官が指定する実演家の団体があるときは、当該指定団体によってのみ実演家の当該権利の行使を可能とし、レコード製作者についても同様とする。

⑥団体指定の要件や指定団体と権利者の関係、文化庁長官による監督の仕組みについては、放送二次使用料に係る指定団体制（法第 95 条）と同様の仕組みとする。

⑦指定団体が行使する二次使用料請求権について、指定団体が一方的にその金額を決定することは利用者に与える影響に鑑み適切でないと考えられる一方、利用者側が多数に及ぶと想定されることから、これら全ての利用者と協議・交渉して金額を決定することも困難と考えられる[16]。また、利用者の中には指定団体に比して交渉力の弱い者も含まれると想定される。このため、演奏権を含む音楽著作権の管理について著作権等管理事業法（平成 12 年法律第 131 号。以下「管理事業法」という。）の下で実施されている仕組み[17]も参考にして、下記の段階的な調整の仕組みを設け、権利者と利用者の調整を図ることとする。

ア　指定団体は、その権利行使に当たり、利用態様の別による区分（以下「利用区分」という。）ごとの二次使用料の額、実施の日等を記載した二次使用料規程を作成することとし、二次使用料規程の作成に当たってあらかじめ利用者の意見を聴取する努力義務を負うこと。

イ　指定団体は、作成する二次使用料規程に関して、当該二次使用料規程におけるいずれかの利用区分の利用者代表[18]から協議を求められた際は応じなければならず、その協議の結果に基づき二次使用料規程を変更しなければならないこと。仮に指定団

---

[15] この規定に基づき、実演家の当該権利について公益社団法人日本芸能実演家団体協議会が、レコード製作者の当該権利について一般社団法人日本レコード協会が指定されている。

[16] 他方、放送二次使用料に関しては、法第 95 条第 10 項において、毎年、指定団体と放送事業者等又は放送事業者等の団体との協議によって、放送二次使用料の額を定めることとされている。放送二次使用料については、商業用レコードの二次利用に係る個々の実演・レコードについての放送二次使用料の額が現実的には算出不可能に近いと考えられるとともに、利用者である放送事業者等やその団体は明確かつ数が限定されていることから、指定団体と放送事業者等やその団体との協議によって年額を決めることとしたものと考えられる。

[17] 管理事業法においては、著作権等管理事業者（以下「管理事業者」という。）に、利用区分ごとの使用料の額等を記載した使用料規程を定めることやその公表を義務づけるとともに、特定の利用区分に係る使用料額の水準に対する影響力が大きい管理事業者を指定著作権等管理事業者（以下「指定管理事業者」という。）とし、指定管理事業者は、使用料規程について利用者代表から協議を求められたときは応じなければならず、協議の結果に基づき使用料規程を変更しなければならないとされている。加えて、協議に応じない等の場合には文化庁長官が協議の開始等を命じることができ、協議が成立しない場合には、当事者は文化庁長官の裁定を申請することができるとされている。

[18] 管理事業法と同様に、いずれかの利用区分において利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人とし、代表性に関しては、当該利用区分における利用者シェア、二次使用料シェアその他の事情から判断されるものとする。

体が協議に応じない等の場合には、文化庁長官が協議の開始・再開を命じることができること。

ウ　一定期間（半年程度）を経過してもなお協議が成立しない場合には、両当事者は文化庁長官の裁定を求めることができること。裁定の手続きについては、法における他の裁定制度と同様とすること。

エ　二次使用料規程は、文化庁長官に届出のあったものが効力を生ずるとすること。指定団体は、二次使用料規程をその実施の日の前に文化庁長官に届け出るとともに、公表しなければならず、文化庁長官への届出に際しては、協議や裁定を経て内容が調整されている必要があること。当該二次使用料規程に定める額を超える額を請求してはならないこと。

オ　ア～エは指定団体が二次使用料規程を変更する際も同様とすること。なお、指定団体は、届け出た二次使用料規程についても、利用者代表から協議を求められた際は随時応じなければならず、当該協議が成立しない場合は、両当事者は文化庁長官の裁定を求めることができること。

⑧上記のもとで「レコード演奏・伝達権」を創設する場合、団体の指定、指定団体による二次使用料規程の作成及び利用者代表との協議など準備・調整に時間を要すると考えられ、また、後述するように国民等に対する周知や移行の期間を設けることが必要と考えられる。このため、これらの準備期間として約３年程度の期間を設けることとする。

（４）運用上の留意点

○　「レコード演奏・伝達権」の徴収・分配に関しては、権利者による権利行使の一環であり、具体的な仕組みや方法について、一義的には権利者自身が構築する必要がある。２.（３）を踏まえれば、多数の権利者及び利用者が関与する形でその具体的な運用を指定団体が担うと想定され、実演家等への適切な対価還元を実現するため、指定団体はその役割を着実に果たしていくことが非常に重要であり、十全な実施が求められる。また、実演家の権利者団体とレコード製作者の権利者団体とで連携・協力して取り組むことが重要である。

○　また、利用者団体からのヒアリングにおいては、具体的な徴収額や徴収方法等について多数の懸念や要望が挙げられたところである。これらを十分に踏まえ、指定団体あるいは権利者団体において徴収等の仕組みの構築等に取り組むことが重要であり、各利用者によって利用できる手法や置かれた状況が異なることも踏まえて適切な仕組みを検討・構築することが、徴収の開始に当たって必要である。

○　加えて、政府においては、徴収等の仕組みの円滑な構築のため、指定団体の取組を後押しするとともに、権利者と利用者との調整や指定団体の指導監督等に適切に取り組むことが重要である。特に、指定団体と利用者との間で円滑に合意に達することができるよう、積極的に両者の調整を図ることが重要である。

○　徴収・分配のあり方について、権利者団体からは、実演家の指定団体とレコード製作者の指定団体とで連携した上で、電子決済サービス等を活用した簡易な申請・支払いの仕組みを音楽に係る著作権等管理事業者（以下「音楽著作権管理事業者」という。）とも連携して構築することや、業務用ＢＧＭ配信サービス事業者や統括団体等との包括契約等を通じた、いわゆる元栓徴収（包括徴収）を行うこと、小規模事業者等に対する減免等の特例措置を設けること、利用者の負担にも配慮した利用報告や分配基礎データの収集を行い権利者への公正な分配を行うことに向けて調整・検討を進める旨の説明があったところである[19]。徴収等の仕組みについては、更なる具体的な検討を行うことが必要であり、その具体化に当たっては、下記事項に十分留意して取り組むことを期待する。

（二次使用料規程の作成について）

・二次使用料については、原則として当事者間の協議・交渉によって定められることが適切であるが、運用に当たり、実演家等への適切な対価還元を図る趣旨を踏まえつつ、利用の態様や利用状況、音楽著作権料など他の著作権等使用料額との総額による影響、物価の状況等を踏まえて検討すること。

・社会経済状況の変化や各業界・業種の固有の状況、影響が大きいと考えられる小規模事業者が受ける負担に配慮すること。

・指定団体が二次使用料規程を定める際には、各業界・業種の実態や対象の事業規模等を適切に反映するため、それぞれにおける商業用レコードの利用状況を考慮しつつ、料金区分を業界・業種ごとにきめ細かく設定したり、面積や定員数等に応じて段階的に金額を設定したりするなど、事前に各業界・業種の関係者と十分に協議してきめ細かく検討すること。

・ヒアリング参加団体からあったように、規模等の特に小さい事業・取組や、収益がほぼ生じていない小規模の事業・取組、契約・支払い等の事務の一部を業界団体が代行又は一括する場合等に関しては、事前に十分に協議を行った上で、支払いの免除や減額の措置を講じるよう検討・実施すること。

---

[19] 詳細は、一般社団法人日本レコード協会・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター発表資料「『レコード演奏・伝達権』の管理方法」（令和８年１月９日文化審議会著作権分科会政策小委員会・法制度に関するワーキングチーム合同会議資料３）参照。

（二次使用料の徴収・分配について）

・利用者が簡便に申請・支払いを行い、広く公平に徴収することができるよう、電子決済をはじめとするデジタル技術も駆使した仕組みの構築を進めること。特に、各事業者から個別に徴収する、いわゆる蛇口徴収（個別徴収）に当たっては、音楽著作権管理事業者との連携など利用者の事務負担を減らすための措置について引き続き検討・調整すること。

・業務用ＢＧＭ配信サービス提供事業者や統括団体との包括契約等を通じた元栓徴収（包括徴収）の実施に向け、必要な体制の構築を進めること。

・徴収に当たって、制度に基づき二次使用料を支払う者と、適切に支払いを行わない者が出てくるなどといった不公平が生じないよう、業界団体や音楽著作権管理事業者等とも必要に応じ連携・協力し、支払いを行わない者への周知や働きかけ、督促といった措置を講じること。

・徴収の開始に当たっては、利用者に対して事前に十分な周知を行うとともに、事前の協議や利用者の状況、徴収等の仕組みの検討状況等によって、徴収開始時は徴収額を引き下げ、その後段階的に引き上げることや、徴収開始までさらに一定の猶予期間を設けること等の緩和措置を検討・実施すること。

・分配に関しては、利用された商業用レコードの情報を基本に、当該実演家やレコード製作者に正確に分配を行うとともに、透明性の確保を図ること。利用者が簡便に利用状況の報告を行うことができるよう、音楽著作権管理事業者に対する報告書の活用や、電子的な報告の仕組みの構築、再生されている楽曲を自動的に把握できるデジタル技術の活用等について検討を進めること。

・他方、完全な利用報告を得ることが現実的でない場合においても可能な限り実態に即した分配を行うため、他国の例も参考にしながら、例えば業務用ＢＧＭ配信サービスに係るデータなど様々な統計情報を利用して、分配の正確性向上を図るよう努めること。

３．今後の課題

○　「レコード演奏・伝達権」の創設に当たっては、法制度の構築だけでなく、上記に掲げる適切な徴収・分配の実施に向けた取組を着実に実施していくことが求められるとともに、「レコード演奏・伝達権」の趣旨やその徴収等の詳細について、利用者をはじめとする国民に分かりやすく周知を行う必要がある。

○　また、著作隣接権という制度の存在や意義、著作者の権利と実演家等の権利の違い、実演家等を取り巻く環境やその権利を保護する必要性等の前提事項について、十分に周知されていない状況が見られたことから、この機会に国民への周知啓発に積極的に取り組むべきである。

○　加えて、指定団体においては、事業の透明性の確保や政策目的との関係の観点から、「レコード演奏・伝達権」に係る徴収・分配の状況、海外との収支の状況等について情報開示や説明責任を果たすことが重要である。

○　なお、音楽を利用する際の権利処理について、既にシステム化が一定程度進んでいるものの、依然として権利関係の分かりづらさや複雑さが懸念される。また、商業利用不可のサブスクリプション型音楽配信サービスが一部で商業利用されているとも指摘されている。政府、権利者団体及び指定団体においては、国民や音楽利用者の理解を深めるため、音楽著作権管理事業者や関係団体等とも連携して、音楽の権利関係や利用方法等について普及啓発に取り組むことが重要である[20]。

○　「レコード演奏・伝達権」に係る議論を通じ、演奏のための媒体複製に個別許諾を求めては現実には機能しないという懸念が指摘され、審議の場で共有された。政府及び関係する権利者団体においては、集中管理の促進を含め権利処理の円滑化に一層取り組むとともに、かかる媒体複製は多くのケースでは演奏のための不可欠の準備行為に過ぎないと考えられることも踏まえ、「レコード演奏・伝達権」の創設を機に、準備的複製のあり方（追加の経済負担なく許容される場合の整理等）について利用者側も交えて検討し解決していくことを前提に、「レコード演奏・伝達権」の運用を開始すべきである。

○　政府、権利者団体及び指定団体に対しては、「レコード演奏・伝達権」の徴収・分配に当たりデジタル技術等の活用が有効と考えられることから、活用に向けて調査研究・技術実証に取り組むなど、円滑な徴収・分配に向けた取組を積極的に検討・実施することを期待する。

[20] 実演の利用に当たっては、「レコード演奏・伝達権」等の財産権だけでなく、実演家人格権の尊重も重要であり、これについても普及啓発が必要である。

Ⅲ．今後のデジタル教科書の在り方を踏まえた著作権制度の対応について

１．問題の所在

（１）経緯

○　いわゆるデジタル教科書については、令和元年度から教科用図書代替教材として制度化され、実証事業を経て、学校におけるＩＣＴ環境の整備やデジタル教科書に係る標準仕様書、ガイドライン、事例集の整備とも相まって、その活用が進んできている。

○　そのような中、次期学習指導要領の検討やＧＩＧＡスクール構想第２期を見据えつつ、デジタル教科書の効果・影響を検証し、児童生徒の学びの充実の観点からその在り方と推進方策について検討審議することが必要であることから、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会の下に「デジタル教科書推進ワーキンググループ」を設置し、デジタル教科書の在り方と推進方策等について議論が行われてきた。

○　令和７年９月 24 日にまとめられた同ワーキンググループの審議まとめにおいては、今後は、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認める方向性が示され、デジタルな形態も含む教科書の著作権の権利制限の在り方については文化審議会で専門的な観点からの審議が必要であるとされた。

（２）教科用図書等に関する現行の権利制限規定

○　法第 33 条は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、権利者の許諾なく著作物を教科用図書に掲載することを認めている。本権利制限の対象となる「教科用図書」は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書と文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を指すものであり、これらは、学校教育法第 34 条等において学校における使用義務が課されている教材の範囲と同様である。

○　また、法第 33 条の２は、現行の教科用図書代替教材である「デジタル教科書」への著作物の掲載及びその供給・使用等に係る著作物の公衆送信を含む利用行為について、権利者の許諾なく行い得る旨を定めたものである。同条の権利制限の対象となるのは、教科用図書に掲載された著作物であり、これは、教科用図書代替教材については、学校教育法第 34 条第２項において「教科用図書（略）の内容を（略）記録した電磁的記録である教材」と規定されているように、教科用図書と同一の内容となるためである。

○　さらに、法第 33 条の３は、教科用拡大図書の作成のための複製等に係る規定であり、教科用図書の文字・図形等を拡大等して作成する場合の権利制限を認めている。

○　なお、これらの権利制限については、掲載することを著作者（又は教科用図書を発行する者）に通知することや、補償金を著作権者に支払うこと（法第 33 条の３については営利を目的として頒布する場合）等が義務となっている。

（３）今後のデジタル教科書の在り方を踏まえた著作権制度の検討課題

○　「中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ」において示されたように、今後のデジタル教科書の在り方を踏まえ、著作権制度において検討が必要になると考えられる主な課題は次の通りである。

・法第 33 条の２の権利制限規定の対象となる教科用図書代替教材であるデジタル教科書については、紙媒体の教科用図書と同一内容であったが、今後は、同一内容に限られなくなるため、新たなデジタルコンテンツが含まれるようになること

→例えば、紙媒体の教科用図書には掲載されることのなかった、動画や音声が教科書の一部として掲載される可能性が生じる[21]。

・教科用図書代替教材としての位置づけであったデジタル教科書について、今後は使用義務や検定・採択・無償給与等の対象となる。

→児童生徒等の使用時点のみならず、デジタル教科書に係る上記の手続においても、著作物の利用行為が生じる。

２．検討結果

○　教科用図書は、児童生徒に国民として必要な基礎的・基本的な教育内容の履修を保障する重要な役割を果たしており、学校教育の主たる教材としての使用義務や文部科学大臣による検定等の制度があるところ、現行の著作権制度における教科用図書に係る権利制限規定については、教科用図書のそうした役割や高い公共性から、教育の目的上最も適切な著作物を利用することができるようにする必要があるとの考えに基づくものであると説明されている。この基本的な考え方は、今後のデジタル教科書の在り方を踏まえても引き続き維持されるものと考えられる。

---

[21] なお、現在の紙媒体の教科用図書や教科用図書代替教材としてのデジタル教科書には、二次元コードや URL が載っており、この参照先に動画等のデジタルコンテンツが用いられている例はある。これらのデジタルコンテンツは、教科用図書には含まれない「教材」としての扱いであり、著作権法第 33 条又は同法第 33 条の２に規定する権利制限の対象ではない。

○　このため、著作権制度における教科用図書等に係る権利制限規定について、今後のデジタル教科書の在り方に対応した次のような見直しが必要となる。

・動画や音声を含む今後のデジタル教科書に対応するため、デジタル教科書に係る著作隣接権の制限について実演、レコードの利用についても対象とすること。

・今後のデジタル教科書に係る検定・採択・無償給与等に際して生じることとなる、複製、公衆送信等の複数の利用行為についても、権利制限の対象とすること。

・デジタル教科書に掲載する著作物等の種類や用途、その利用の態様や状況等も考慮した補償金を、デジタル教科書に著作物等を掲載する者が著作権者等に支払わなければならないこととすること。

・現行の教科用図書に係る権利制限において著作者への通知が義務付けられているように、引き続き著作者人格権を尊重しつつ、法第 20 条第２項の同一性保持権については引き続き権利制限の対象外となることを前提に、学校教育の目的上やむを得ないと認められる改変等のみについて適用除外とすること。

３．その他留意事項等

○　教科用図書に係る権利制限については、教科用図書への掲載又は使用時等における著作物等の利用に係るものであり、法第 35 条の学校その他の教育機関における複製等に関する権利制限とは適用場面が異なる[22]。この点について、関係者に分かりやすく周知することが望ましい。

○　また、引き続き学校教育における著作権等の普及啓発等を図ることや、今後のデジタル教科書に係る標準仕様等において、デジタル教科書に掲載されたコンテンツの拡散防止のための措置等が検討されることが望ましい。

[22] 「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（令和３年３月改訂文部科学省）」においては、「学校現場での使用に伴った学習者用デジタル教科書の公衆送信について，改めて学習者用デジタル教科書掲載補償金を支払うことは不要であり，後述の「授業目的公衆送信補償金」（著作権法第 35 条）の支払いも不要」であり、「一方，本制度はあくまで学習者用デジタル教科書をその本来の目的で使用することに伴った著作物の利用を認めるものであり，例えば，以下の場合における利用については本制度（著作権法第 33 条の２）が適用されない。（なお，授業目的公衆送信補償金制度（著作権法第 35 条）等の規定が適用される場合もありうる。）」として、法第 33 条の２が適用されない場面として、デジタル教科書に掲載された一部の作品や写真等を抜粋して別途教材を作成する場合や、その教材を学習者に向けて配信する場合などを挙げている。

付属資料１

第２５期 文化審議会 著作権分科会 政策小委員会 委員名簿
（令和７年１２月１８日現在）

	麻生（あそう） 典（つかさ）	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
	生貝（いけがい） 直人（なおと）	一橋大学大学院法学研究科教授
	伊東（いとう） 敦（あつし）	株式会社集英社社長室顧問、一般社団法人 ABJ 事務局長兼広報部会長
	内山（うちやま） 隆（たかし）	青山学院大学総合文化政策学部教授
	正親町（おおぎまち） 友恵（ともえ）	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部主幹
◎	太田（おおた） 勝造（しょうぞう）	明治大学法学部教授
	榧野（かやの） 睦子（むつこ）	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター著作隣接権総合研究所室長
	唐津（からつ） 真美（まみ）	弁護士
	楠本（くすもと） 靖（やすし）	一般社団法人日本レコード協会常務理事
	河野（こうの） 智子（ともこ）	一般社団法人日本知的財産協会デジタル政策プロジェクトサブリーダー
	河野（こうの） 康子（やすこ）	一般財団法人日本消費者協会理事
	坂井（さかい） 崇俊（たかとし）	エンターテイメント表現の自由の会代表
	島並（しまなみ） 良（りょう）	神戸大学大学院法学研究科教授
	水津（すいづ） 太郎（たろう）	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	菅（すが） 浩江（ひろえ）	ＳＦ作家、京都情報大学院大学非常勤講師
	田村（たむら） 善之（よしゆき）	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	墳崎（つかさき） 隆之（たかゆき）	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構知的財産保護センター長、弁護士
	仁平（にへい） 淳宏（あつひろ）	一般社団法人日本ネットクリエイター協会専務理事
	福井（ふくい） 健策（けんさく）	弁護士
	渕（ふち） 麻依子（まいこ）	神奈川大学法学部教授
	吉田（よしだ） 悦子（えつこ）	大阪工業大学知的財産学部准教授
○	早稲田（わせだ） 祐美子（ゆみこ）	弁護士

※◎は主査、○は主査代理　　（以上　２２名）

付属資料２

第25期文化審議会著作権分科会　政策小委員会
法制度に関するワーキングチーム　委員名簿
（令和7年 9 月 11 日現在）

	麻生（あそう）　典（つかさ）	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
	今村（いまむら）　哲也（てつや）	明治大学情報コミュニケーション学部 教授
	上野（うえの）　達弘（たつひろ）	早稲田大学法学学術院 教授
	唐津（からつ）　真美（まみ）	弁護士
	澤田（さわだ）　将史（まさし）	弁護士
	島並（しまなみ）　良（りょう）	神戸大学大学院法学研究科教授
	水津（すいづ）　太郎（たろう）	東京大学大学院法学政治学研究科教授
○	中川（なかがわ）　達也（たつや）	弁護士
	福井（ふくい）　健策（けんさく）	弁護士
	本山（もとやま）　雅弘（まさひろ）	国士舘大学法学部法律学科／総合知的財産法学研究科総合知的財産法学専攻 教授
	吉田（よしだ）　悦子（えつこ）	大阪工業大学知的財産学部准教授
◎	早稲田（わせだ）　祐美子（ゆみこ）	弁護士

※◎は座長、○は座長代理　　（以上　１２名）

付属資料３

第２５期 文化審議会 著作権分科会 政策小委員会 審議経過

第１回　令和７年８月１９日（火）

（１）政策小委員会主査の選任等について【非公開】

（２）今期の政策小委員会における審議事項及びワーキングチームの設置について

（３）レコード演奏・伝達権の検討状況について

（４）その他

第２回　令和７年１１月１２日（水）

（１）レコード演奏・伝達権に係る関係団体からのヒアリング等

（２）今後のデジタル教科書の在り方を踏まえた著作権制度に関する論点について

（３）その他

第３回　令和７年１１月２６日（水）

（１）レコード演奏・伝達権に係る関係団体からのヒアリング等

（２）その他

第４回　令和８年１月９日（金）

※第２５期 文化審議会 著作権分科会 政策小委員会 法制度に関するワーキングチーム（第２回）と合同開催

（１）レコード演奏・伝達権に係る関係団体からのヒアリング等

（２）文化審議会著作権分科会政策小委員会 報告書（素案）について

（３）その他

第５回　令和８年３月４日（水）

（１）文化審議会著作権分科会政策小委員会 報告書（案）について

（２）放送条約等の検討に関するワーキングチームの報告について

（３）その他

第２５期 文化審議会 著作権分科会 政策小委員会 法制度に関するワーキングチーム 審議経過

第１回　令和７年９月１１日（木）

（１）本ワーキングチームについて

（２）レコード演奏・伝達権に関する法制上の論点について

（３）生成 AI をめぐる最新の状況について（報告）

（４）その他

第２回　令和８年１月９日（金）

※第２５期 文化審議会 著作権分科会 政策小委員会（第４回）と合同開催

（１）レコード演奏・伝達権に係る関係団体からのヒアリング等

（２）文化審議会著作権分科会政策小委員会 報告書（素案）について

（３）その他

付属資料４

第２５期 文化審議会 著作権分科会 政策小委員会 レコード演奏・伝達権に関するヒアリング一覧

小売や金融、文化芸術、スポーツなど幅広い分野の団体（計４０団体）に対し、レコード演奏・伝達権に係るヒアリングの御意向を伺ったところ、２２団体から意見表明の御希望があり、対面又は書面によるヒアリングを行った。

第２回　令和７年１１月１２日（水）

・一般社団法人 日本バトン協会
・公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟
・一般社団法人 日本ショッピングセンター協会
・一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
・公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
・公益財団法人 日本スケート連盟
・公益財団法人 日本ボールルームダンス連盟
・一般社団法人 現代舞踊協会
・一般社団法人 日本フィットネス産業協会

第３回　令和７年１１月２６日（水）

・一般社団法人 Japan Dance Music & DJ Association（ＪＤＤＡ）
・公益社団法人 全日本ダンス協会連合会
・一般社団法人 日本舞台芸術ネットワーク
・公益社団法人 日本バス協会
・一般社団法人 カラオケ使用者連盟
・一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会
・公益社団法人 日本劇団協議会

第４回　令和８年１月９日（金）

・一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会
・一般社団法人 日本バレエ団連盟
・公益財団法人 日本体操協会
・一般社団法人 日本フードサービス協会
・全国民間カルチャー事業協議会
・一般社団法人 日本アミューズメント産業協会